

第七十一回 参議院商工委員会会議録 第四号

昭和四十八年四月十二日(木曜日)

午後一時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

佐田 一郎君

事務局側	通商産業省鉱山 常任委員会専門員	外山 菊地 拓君
------	---------------------	----------

委員	大谷藤之助君 若林 正武君 阿貝根 登君 藤井 恒男君 植木 光教君 小笠 公韶君 鈴木 亨弘君 林田悠紀夫君 細川 護熙君 安田 隆明君 小野 大矢 林 虎雄君 藤田 進君 中尾 辰義君 峯山 昭範君 中曾根康弘君 矢野 登君 滋君 青木 濃野 山形 栄治君 斎藤 太一君
----	---

本日の会議に付した案件

○機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○化成物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(佐田一郎君)　ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、機械類信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案についての趣旨説明はすでに聽取いたし

ておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大矢正君　最初に、局長にお尋ねをいたします

が、本法が実施をされました昭和三十六年以降、前年度ですか、年度がかわりましたので四十七年

度までの——もちろん四十七年度の場合を見込み

数量であります、私の手元に、この保険制度の引き受け限度額あるいは引き受け実績、対象機械

類の数であるとか、あるいはまた契約企業数その他のいろいろの事項を印刷した資料をいただいてお

りますが、もし間違いがあっては困りますので、当局側からお答えをいただいた上で質問をしたい

と思いますが、三十六年から四十七年までの十年

間余にわたる内容を全部説明をいただくのは、あ

まりにも長時間を要すると思われますので、私の

ほうから便宜、この数字に間違いがないかと、このことを確かめた上で質問いたしたいと思いますが、発足三年目であります昭和三十八年、この時間が、発足三年目であります昭和三十八年、この時定員が二十一名、保険引き受け限度額が三百八十万円、保険引き受け実績が二百三十億円、対象機械類の数が十八種類ですね。それから契約企業の数が二百二十八、契約件数二百三十四、付保件数一万一千七十六件、保険料三億六百万、回収金が六千九百万、保険金が三億六百万、これが私の手元にあります資料であります。これに対し、昭和四十七年度の見込みは、資本金十一・五百億円、保険引き受け実績が二百十二億円、対象機械類の数が三十三、契約企業数が五百四十九、契約件数が二千六十六件、付保件数が一万五千元、保険料が一億二千七百万円、回収金が九千七百万円に対し、保険金の支払いはおおむね三億六百万円という数字が私の手元に資料としてあるのですが、おおむねこの内容に間違いがないかどうか、まずお伺いをいたします。

○政府委員(山形栄治君)　お答え申し上げます。ただいまの御指摘はほぼ正確でございますが、私の聞き漏らしかもしれませんが、昭和三十八年度の契約企業数は二百五十七社、それから、契約件数が二百八十一件でございます。

以上でございますが、あとは全部そのとおりでござります。

○大矢正君　それではお尋ねをいたしますが、昭

和三十八年におけるこの保険の保険引き受け額一

百三十億円に対し、四十七年度の見込みが二百十

二億円、むしろ、金額面では下がっているとい

うことです。なるほど、企業数あるいは契約件数に

それからローンのこの付保状況を考えてみて、そういう何か欠陥があるからこういう数字にしかならないんじゃないかという気がいたしますので、お尋ねをいたします。

○政府委員(山形栄治君) お答え申し上げます。

この機械類信用保険、いま御指摘のとおり、三十六年に発足いたしまして、長いこと経過してまいりましたわけでございますけれども、この制度のボイントといいますのは、やはり景気の好不況に非常に関係されるということござります。これは当然のこととござりますけれども、景気が悪くなりまして、中小企業が多いものでございますので、倒産、整理等が行なわれまして、その結果、保険金の支払いも非常にふえるというようなことで、過去の推移を見ますと、非常に景気の好不況に關係をおるのが一つの特色でございます。それからもう一つは、この制度の非常に大きな部分を占めておりましたブルドーザーを対象機種から四十年にはずしまして、これが自己リースの、何と言うのでしょうか、メーカーの自己保険のほうに振りかえられたわけでございまして、四十年をちょっと申し上げますと、保険の引き受け実績で申し上げますと、いま先生の御指摘の三十八年が三百三十億でございますが、三十九年二百七十億、ほぼ横ばいでございましたのが、四十年には八百三十三億と落ちております。この辺は小松製作所等を中心としますブルドーザーの会社がこの本制度から、先ほどちょっと私、品目を落したと申し上げましたが、ちょっと間違えましたが、付保を解約いたしましてこの制度から脱落してまいりましたが、

若干横道でございますが、これはブルドーザーの業界が非常に中小の販売店が多くございまして、この制度を利用いたしまして非常にいろいろなことが行なわれましたわけございまして、結局、事故率が非常に多く発生いたしましたので、自衛上小松製作所等がこの制度からはずれていったという経緯があるわけでござります。それからもう一つの理由は、先ほど言いました

一番目の理由のコメントでございますけれども、ドル・ショック等の事例が起こりますと、非常に経済界の実情を反映しまして、保険の引き受け実績等が変動いたすわけでございます。

大体そういうような事情で、この十数年間の推移を見ますと、御指摘のとおり、三十八年に二百三十億でございました保険引き受け実績が、四十七年の見込みでは二百十一億ということでむしろ減っておりますが、これは、最大の原因は四十六年のドル・ショックの影響でございまして、ドル・ショックの影響で中小企業の設備投資の沈滞というものを反映いたしておるわけでございまして、保険引き受けがここで減つておるわけでございま

す。ただ、先生もいま御指摘ございましたけれども、契約件数は非常に年を追いまして増加いたしておまりまして、たとえば、三十八年の契約件数は二百八十一件であったわけでござりますけれども、これが四十七年には二千件をこえておるわけでございます。その二、三年前を見ましても、四十四年が八百五十九件、四十五年が千五十四件、四十六年が千四百五十件、四十七年が二千十六件というふうに、非常に逐年伸びております。これがどういったことを意味するかといいますと、非常に契約をする企業の数がふえておりまして、そのわりには付保件数がふえてなかつたり金額がふえてないということは、零細中小企業を対象にする契約がふえておるというふうに御理解願いたいと存じます。

したがいまして、くどいようでござりますけれども、ブルドーザーを中心とする機種の取り扱いが若干中途で変わったということと、景気変動の影響を受けたということで、その年々によりまして一見矛盾したような動きが出ておりますけれども、契約件数の伸びを見ますと、この制度がだんだんと中小企業、それもありあいに小さなところでも、利用される比率が高まっておるのではないかと言われは理解しておる次第でございます。

○大矢正君 いまお話を承りますと、景気変動そ

の他いろいろ、一つにはあったということでありますが、しかし、まあ私は、この資料を各年度ごとに追ってまいりますと、なるほどいまおしゃられた四十年度はブルドーザーがはずれていたた

きうなことで、百八十三億円と金額的には落ち込んで、三十八年の二百三十億円に比較をして五十億円ばかり付保金額が減つておりますが、しかし、これはその後も、たとえば四十二年は百六十億円、四十三年は百八十三億円、四十四年が二百五億円、四十五年が二百十六億円と、あまりこれもふえておらぬわけですね、実際に。そういふなつておるというふうには、私としては理解できかねるものがある。なるほど、あなたのおっしゃられるおとおりに、付保金額では横ばいであるが、契約件数において七倍。それから付保件数は三十八年の一万一千件に対して四十七年の一万五千件ですから、わずか四千件ばかりふえた。しかし、まあものは見ようでありますから、七倍にもふえた件数を見れば、金額が変わらない中で件数だけふえるということは、一件当たりの金額といふものは小さくなってきたということは、言われるとおりだと思います。

そういう意味で、割賦、ローンその他のいわゆる機械類の内容が金額的に安いものというふうに変化をしてきたという面もあるでしようし、それからまた、借り入れをするローンその他割賦等でやられる中小企業がより小さい企業になってきたという、そういうことはこの数字からは推しはかることができる。そういうことはこの数字からは推しはかることができる。したがって、中小企業者はより零細な中小企業者も利用されるような機会にいま恵まれてはきておるのではないかということが推しはかることができますけれども、しかし、付保金額それが、件数が幾らふえてても金額が変わらないといふことがあります。私は、全体としての機械の売れ行きは、それは景気の動向によって変化はしているとは思いますものの、第二番目の機械工業振興のためにこの法律、この制度が役割りを果たしているということにはならないのじゃないでしょうかというのだが、私の言いたいところなんです。なるほど、件数はふえてる。したがって、中小企業者はより零細な中小企業者も利用されるような機会にいま恵まれてはきておるのではないかということが推しはかることができますけれども、しかし、付保金額それが自身がこのとおり横ばいで、十年たつても変わりません。この保険制度それ自身があまり役割りを果たしてはいないというふうに言って差しつかえないのではないかというように考へるのでですが、これは私も衆議院の速記録を全部読んで、どなたも聞いておらないところだけをいま選び出してひとつお尋ねしているわけですから、お答えをいただきたいと思う。

○政府委員(山形栄治君)

先生の御指摘の点、確かに数字の面では非常に横ばい的な面もございまして、特に機械工業の振興の点から見て、これ

は大した役割りをしていないんじゃないかといふ御指摘でございます。この法律は、もともと中小企業の近代化と機械工業の振興と、両方の目的で制定されたものでございますけれども、現行法の運用上は間におきましても、どちらかというと、運用上は中小企業の近代化に重点を置いて機種の選定等を行なってまいったわけでございます。今回、この改正法案では、その精神といいますか、その姿をより明確にしてあるという考え方から、機

種の選定にあたりましては、中小企業の近代化を第一目的といたしまして、機械工業の振興は、これに資すればいいというかつこうにしたわけでございます。そんな関係で、今後、中小企業の振興を主に重点を置いて運営するわけでございますけれども、これに関連して一言申し上げておきたいと思いますのは、現在の三十三対象機種というのを、中小企業の近代化に資するという目的から、各府県で行なっております貸与機関で取り扱っている非常に小さな中小企業の使います機種、これを全部対象の中に入れる方向でいま機種選定を考えております。これは全部で百ぐらいの機械に相当なるわけでございまして、精米機とか、非常に小さな企業がこれを使うものでございます。この辺の機種の拡充等も今後はることによりまして、いま御指摘の付保金額の増加にも資したいと、こう思つておるわけでございます。

それからもう一つ、先ほど来ておりますことに関連いたしまして若干コメントを申し上げますと、引き受け金額の中で、ブルドーザーを除きますとしてこれを見ますと、三十六年発足当時はわずか五億円という数字に相なっております。これが三十八年では百十八億円であったわけでございますが、四十、四十一、四十二年というのは不況期でござりますので、この辺でブルドーザーを除きますとした機械全体の引き受け保険金額は、百四億、百二十五億、百十一億と非常に低迷いたしましたが、景気の回復につれまして、四十三年には百三十六億、四十四年には百七十四億、四十五年には二百五億と増加をいたしてきたわけでございます。

が、先ほども申し上げましたように、四十六、七年はドル・ショックの影響で不況低迷の状態に入りまして、これが百九十億ぐらいのベースに推移したわけでございます。あまり御答弁にならないと思いますけれども、ブルドーザーを除いた分でいいますと、わりあいに増加の傾向がより顕著に出でるのではないかとも思いますので、ちょっと念のために申し上げておきます。

上げたことと本質において関連のある問題が出ておりますので、お尋ねをしておきたいと思いますが、リースの機種の中に外国製の機械を、言うならば輸入機械、それをまあ入れるべきか、入れるべきでないのか、リース事業の場合ですね。これはリース事業だけに限らず他の賦払い、ローンその他ももちろん問題になると思うのですあります。が、これに對して局長から御答弁があったのは、まあこれからはひとつ輸入機械でもそれが合理化、近代化に有効なものであれば、どしどし入れてやりたいというふうに受け取れる御答弁がこの中にもあるわけです。そういたしますと、わが国の機械工業の振興というものと輸入機械の導入とは、どうも結びつかない感じがするんですね。まあ理屈を言わせれば、そういう有効な機械を導入してきて、それを日本の機械業者がよく検討して、それで日本独自のものをそこでつくればいいじゃないかと、そういう抽象論としてのやりとりはできますがね、しかし、実体としてわが国の機械工業の振興ということがこの法律の目的の大きなかつであるとすれば、輸入機械の導入——どっちがいいかということは私自身も実はよくわかりません。輸入機械を入れたほうがいいのか、あるいはあくまでも国産機械だけを対象にしたほうがいいのか、この点はわかりませんが、ともあれ、この法律の目的の中に、はつきりとわが国の機械工業の振興ということがうたわれている限りは、輸入機械を、これからまあドルも過剰な時代でもあるからどんどん入れてきて、それはもちろんリース業者ないしはそのユーモアが

本音は、やっぱりできるならば輸入機械は入れたくないということなんではないんでしょうか。しかし、衆議院じゃあんまり皆さんが輸入機械にいい機械があるので、何でそれを入れちゃいかぬのかという話があるから、まあ前向きにといいうよ
ことじやございませんけれども、となると、目的と反するような結果になりますが、この点はどうなんでしょう。

うな御答弁であつて、その通産省のいままでのこの性格からいって、外國の機械をどしどし入れましょうなんて、そういうようなことを考へられるとは私も思われませんがね、別に皮肉で申し上げているわけじやなくてね。私もそれはどっちが正しいか実は迷っているんです、はつきり申し上げて。どんどんそれが有能な機械であれば入れるべきか。しかし、わが国の機械工業振興という見地からいけば、この際、機械工業にもう一ふんぱりしてもらう間、やっぱりそういうものは押さえるべきか。いろいろこれはまああると思いますがね。しかし、それほど大きな金額、多額の金額でもないし、業界を混乱におとしいれるほどの内容ではないと思いますが、ただ、目的と結論とが若干食い違うような感じをしるうとの私どもには受けれるもんですから、その点いかがなもんですか。

○政府委員(山形栄治君) これは、本音として私は、適切なるいい機械があり、中小企業に非常に要望が強ければ、私は入れるべきであると考えております。それは先ほどちょっと触れましたように、今回の法改正で考え方の、われわれといたしましては転換といいますか、明確にいたしたわけございまして、本法の運用の最大主眼は中小企業の近代化にある。機械工業の振興はある意味でこれに従属すべきものであるといふ考え方になつたわけでございまして、もちろん、いま先生の御指摘によると、ドルもうんとあるということと、それから、日本の機械工業もだんだんと力がついてきたという二つの要件が前提にはなつておるわけ

○大矢正君 次は、このリース事業に関連をしてございます。さういふことは、やはり同種のものが国産にあっても輸入のものがすぐれており、安くて、国内の機械産業の刺激になるというようなもので、かつ、中小企業が非常に強く要望しているものとござりますれば、私は入れるべきであると考えております。

お尋ねであります、衆議院で答弁漏れになつておきたいと思います。

ますが、このリース事業者というののはどのくらい現在あるのかということに対しても、衆議院の御答弁で私が調べておりますのは、おおむね協会に加盟するもの二十三社が中心となり、他に協会未加盟のものを含めて大体五十社程度というようなふうに認識をいたしておりますが、これはどういうことになるんでしょう。協会に加盟している二十三社というものと、未加盟の、その加盟店会社以上の大企業、企業といいますか、リース業者といいましょうか、というもの等をどう取り扱いの上で判断をしていくのか。このリース事業協会の中を見ますと、大部分が商社の子会社とか、あるいは商社みずからがやっておるところもあるんでしようが、あるいは銀行、金融機関等々、日本の大体大企業、大商社と目されるものは全部がおおむねこのリース事業をやっておるわけですね。そういうと、私自身この保険制度は、なるほど、対象となる中小企業の育成のためであるということはそれは認めますが、それ以上にこの金融機関や大商社等が行なうリース業社それ自身のリスクに対して配慮してやるという認識のほうがどうしても強いという感じを受けざるを得ないんですね。どうもそうなつてまいりますと、保険制度それ自身を新たに設け、中小企業の近代化、合理化に役立てたいという意味における根本的なねらいはわかるんですが、しかし、結果論的にそれは中小企業の育成とか強化にならずして、むしろ、やった結果はリース業者の応援というような結果になる可能性があるわけです。その辺の御判断はいかがなものでしょうか。

○政府委員(山形栄治君) 現在、これらリース会社はいま御指摘のとおり、大手商社が関係しておられますものは六社ぐらいございます。それから金融機関が関係しておりますものも非常に多いわけでございます。その他運輸業者等が運搬機械等をリースするという形態のものとか、建設機械関係のものがその建設機械をリースするというためにつくっているものもあるわけでございます。御指摘のこういう大手が何らかのかつこうでかんでお

るリース会社が、結局、本制度で得をするんじやないかという御質問だと思うわけですが、されども、われわれの感じでは、あくまで本制度は中小企業の信用力の補完でございまして、リース業者の振興、育成をここではかるつもりは毛頭ございません。ただ、この制度によりまして中小企業の付保が非常に多くなって取り扱い高がふえるという反射的な効果で、リース業者が取り扱い高の増大という利便を反射的に受けることは、それはあるんじゃないかな、こう思います。

ちょっとと補足的にあれいたしますと、現在、中 小企業向けのリースにつきましては、これら リース会社は約四割をお断わりしている現状でござります。これは御存じのとおり、中小企業の担保力等の問題もございまして、リース会社も商売なものでございますので、約四割を断わっておる。それからこれを断わらない場合におきましても、個人名義の担保、社長の担保を非常にはつきり取っている。ほとんど九割が個人名義の担保をとて、われわれのほうの見通しでは、四割をカットしておられます。われわれといいたしましては、本制度をもしあ認めくださるならば、そういう意味での中小企業の担保力の補完が目的でございますので、われわれのほうの見通しでは、四割をカットしているうちの半分ぐらいが、この制度による補完によりまして断わられずに済むことに相なるんではないか、こう考えます。あくまで中小企業の保護といいますか、近代化が目的であります。

それから、リース業者と政府とが契約を結びますときに、われわれは非常に嚴重なチェックをするいま予定にしておりまして、中小企業との間の契約書の内容、詳細にわたりましてもチェックをして、いささかでも中小企業を圧迫したり、不公平な取り扱いをするようなことはしないようにならたい、こう思っております。

それからもう一つは、結局、リース業者と政府とが保険契約を結びまして、保険料を納めるわけですが、ございますが、この保険料の基本的な考え方には、折半というかつこうでございまして、長期的にはとんとんになるようなかつこうに相なっておりま

すので、リース業者は長期的に見ますれば、保険料を払った分だけ、何というんですか、理論的に保険金の支払いを受ける。利害はそこでどんとなんになるという考え方、これ、非常に理論的で恐縮でございますけれども、そういう考え方方に立って保険料率等もきめておりますので、絶じてリース業者の振興とか育成とかいうようなことをやるたてまえにはなっておりませんので、御了承願いたいと思います。

○大矢正君　局長ね、いまおっしゃられたことは私もわからぬわけじゃありません。ですが、私自身考えてどうもふに落ちないのは、これは、保証される保険金額というものは二分の一ですね。いわゆるてん補率二分の一でしよう。たとえば、残存した設備があつてそれを売買した場合に、その価格の二分の一をまた保険事業に返さなければならぬ。金を回収しても、その二分の一はやはりもうしなければならない。あらゆるもののが二分の一しかてん補されないということですよ。そういたしますと、私は、それを一〇〇%にすることがいいとは必ずしも言つてゐるのではない。なぜかと言えば、このリース業務をやっておる大部分のものは、大手の商社なり金融機関なりだから、ここに考えなければならない問題があるという前提で私はいま申し上げているのですからね。

そういたしますと、この種のリース企業というのは、五割のリスクを負うということを前提にして、五割だけはこの際保険でもつて見てもらえるからといって、積極的に不安のある中小企業、担保力の比較的弱い中小企業等に対しても、どんどん、どんどんということばは表現があまりよくなないかもしれません、リースを認める、今までのように四割もお断わりするんじゃなくて、それがもうほんとうに一割かその程度しかお断わりをしないで、あとは受け付けるということになつていくとはどう考へても思われないわけです。これあなた、国会の中でいま商社なんかあれほどたたかれてやられているわけでしよう。そういう商社に、政府の中小企業育成策に協力しなさいなん

お題目並べてみたって、五〇%のリスクのあるものに積極的に乗り出して協力をするなんということを考えるほうが、どうも私は甘いんじゃないかという気がしてならないわけです。
だから、それじゃそれを六割にしたらいのか、七割にしたらいいのかということになると、結果論的にはある意味では大資本擁護にもなりかねない問題もあるし、何かもつと別途な方法でユーチャー、特にユーチャーである中小企業を救済するというか、借りやすくするというような方法といふものはないものかどうか。保険制度を私は否定するんじやない。これはこれだけつこうだと思います。思いますが、さらにつけ加えて言わしていただきながら、これができたから大幅に中小企業の設備の近代化、合理化のためのリースが拡大するとは思われない。なぜかと言えば、先ほど私が資料を冒頭に申し上げたとおりに、過去における割賦やローンにおいては付保額というのはふえたらぬわけですから、同じ結果になりはしないだろうか。結局中途はんぱなものであり、しかもそれは、特にリース事業を行なう商社のダメーであるとか、あるいは系列であるとか、商社それ自身、あるいは銀行それ自身の身がわりの会社、こういうもののだけにリスクをカバーするだけであつて、一向に中小企業に対するリースの契約件数の増加にはならないというおそれはないのかどうか、その点お考えを承っておきたい。

企業向けに出でる比率が六割以上を占めておる機種、したがつて、大企業向けの比率の少ないものの機種をまず選ぶことによりまして、この制度の効果ができる限り効果を發揮できるよう計算しております。

それからもう一点は、われわれは、この本改正法の立案の準備段階におきまして、主要なるリース業者といいろいろとヒヤリングを行なつたわけでござりますけれども、特に機械担当比率の多いリース業者とのヒヤリングの結果は、この制度ができれば、われわれいたしまして現在お断わりしているものの少なくとも半数程度は、当然にこの制度の活用によつてリースの対象にいたしたいということをはつきり申しておつたわけでございます。もちろん、この制度がございましておるであろうということは、そのとき言っておったわけでござりますけれども、われわれいたしましては、機種選定及びその業界のいまの動き等から、やはり相当程度中小企業にこれが利益をもたらすものであると考えておるわけでございます。なお、リース業者の過去の取り扱い実績といふのがわかつておりますので、中に非常に中小企業に向けてリースをしている比率の著しく低いようなものにつきましては、われわれは契約を結ぶつもりはございません。これは調べればすぐわかるところでございますので、契約を結びますときにその辺のものは不適格ということで、現在、落とす考え方でこれから臨みたいと思っています。

○大矢正君 これは衆議院でも議論のされた内容

であります。が、割賦とかローンについては、これはず人から金を預かるとか、先取りをするとかというような内容も含みますから、そういう意味で保護しなきゃならぬということもあって、法律に基づいて企業をある程度拘束をしておるというのです。ただ、リース事業といふものは、結局、割賦、ローンと違つて、法律的な根拠といふものではなくて、保険制度だけがここに生まれてくると

いう形になる。で、これについてはやはり、どうも将来、行政権限が及ばないのでは困るではないかというような意味もあって、やはりこのリース事業というものはどうあるべきかというようなことを一つの基準とした法律制定をすべきではないかということを、冒頭申し上げたとおり、衆議院でも言われておるわけですがね。私も全く同感です、このリース事業、それからリースに基づき中小企業の近代化、合理化を積極的に政府みずからが進めたというお気持ちがおありならば、私は、いまこれを直ちにやろうとしても、これはいろいろリース事業の実態調査すらまだ必ずしも完全じゃないわけですからね。十分検討しながらやります。しかし、やはり法律的なものもあるであります。もちろん、この制度がございましておるでございますから、この制度がございましておるでございますけれども、われわれいたしましては、機種選定及びその業界のいまの動き等から、やはり相当程度中小企業にこれが利益をもたらすものであると考えておるわけでございます。なお、リース業者の過去の取り扱い実績といふのがわかつておりますので、中に非常に中小企業に向けてリースをしている比率の著しく低いようなものにつきましては、われわれは契約を結ぶつもりはございません。これは調べればすぐわかるところでございますので、契約を結びますときにその辺のものは不適格ということで、現在、落とす考え方でこれから臨みたいと思っています。

○大矢正君 これは衆議院でも議論のされた内容であります。が、割賦とかローンについては、これはず人から金を預かるとか、先取りをするとかというような内容も含みますから、そういう意味で保護しなきゃならぬということもあって、法律に基づいて企業をある程度拘束をしておるというのです。ただ、リース事業といふものは、結局、割賦、ローンと違つて、法律的な根拠といふものではなくて、保険制度だけがここに生まれてくると

中におけるリースのあり方、これに関連する金融問題等々、いろいろと調べなければいかぬ面もあるかと思いますし、特に立法的にこれの規制に踏み切るかどうかの是ぜつけましては、いろいろと問題があらうかと思います。

通産省といたしましては、今回のこれは保険の立場からのリースの取り上げでございますが、リース業全般につきましても、必要に応じまして通産省の中の産業構造審議会の場等を利用して、有識者を交えて実態調査及びそれに基づく十分な検討というものを行なうよう、これからその方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○大矢正君 四十六年度のリース契約高が約二千六百億円、四十七年度が三千二百億円ぐらい、四十八年度は四千億ぐらいが予想される。年々伸びる傾向で、保険制度が必要であるといふことを私も認めます。ただ、さつきから申し上げておりますとおりに、従来の保険がやってまいりました割賦あるいはローンのよう、まあ金額的には、総金額の上においてはあまりにも増加をしないといふことになりますので、ほんとうにこの種の保険が生き残るため、ほんとうに最善の努力をやはりするべきだと思います。

そこで、こまかい質問をして恐縮ですが、リースの期間というのは大体三年から五年ぐらいと、機械の陳腐化等のことを考慮すればおおむね三年から五年ぐらいということが言われておりますが、もちろん、これは例外もありますが、大部分はこの程度の期間で一応リース本来の目的が大部分終わると。しかし、機械設備本体それ自身はまだ使えるわけで残るわけですから、それをどうすればいいか。問題は、規制のほうでござりますけれども、これはいま先生御指摘のとおり、リースの実態がます非常に不明確な点がございます。これと中小企業との関係、それから流通体系全体の

額にユーザーはなるのかというと、衆議院の御答弁を見ますると、おおむね、物件費、その本体の一三〇%ないし一四〇%という数字になつてあります。これはどういう根拠でこういうふうになるのか。これはまあこういうようなものであると百四十万円ほど払わなければならぬ。千円であれば三千三百万円から千四百万円ぐらい三ないし五千円で払わなければならぬということになると、これはどういう根拠でこういうふうになるのか。これはまあこういうようなものであるとすれば、それでリースをしなくても割賦、ローンその他、レンタルは別でありましょうけれども、別途な方法で本体それ自身を取得する前提でのほうがいいんじゃないかという判断が出てきはしないかといふ気がするので、この際、お伺いをしておきたいと思うのです。

○政府委員(山形栄治君) リースのリース料につきまして、いま先生の御指摘のとおり、物件の価格を一〇〇といたしますと、これを五年間リースいたしますと、その価格の一〇〇に上のせで金利が約二二%、これは五年分でございますが、それから固定資産税が五%ぐらい、それから各種の火災保険とかいろいろな保険を、これはリース業者のほうは所有権を持っているわけでございますので、掛けざるを得ませんが、これが三%ぐらい、それから手数料、まあこれは利潤といいますか、これが一〇%、これは年二%というふうになりますが、これが一〇%、これは年二%といふことになります。五年でございますので、これを全部足しますと一四〇に相なるわけでございます。で、割賦のほうは、五年の割賦といふのはほとんどございませんで、二年ぐらい、または一年ぐらいというのが多いわけでござりますけれども、これをかりに五年ものということで想定いたしますと、やはり大体こういうかうこうに相なるわけでござります。

で、いま先生の御質問のとおり、しかばばなぜリースにするのかということございますが、これはリースとか、割賦とか、現金買いとか、中小企業が機械を買いますときいろいろな買い方があるわけでござりますけれども、大まかにいいま

して、どちらかといふと技術進歩の少ない定型化された機械、たとえば工作機械でいいますと、普通旋盤等のようなものは、どちらかといいますと、これは割賦で買うか、現金で買うか、これは技術進歩がございませんので、自分の所有にしたほうがやはり企業としては非常に安心感といいますか、満足感がございますので、そういう傾向が非常に強いわけでござりますけれども、一方、公害防止計測器とか、医療用の電子装置その他いろいろございますけれども、非常に技術進歩が早くして、使いましてもすぐ使いものにならなくなるようなものにつきましては、これをリース形式で手に入れるという形をとるわけでござります。結局、金額のどちらが高いか安いかというよりは、むしろ、機械の陳腐度の性質に応じまして中小企業はそれを選択するのではないかと思います。で、したがいまして、最近のように技術革新がわりあいに早くして、しかも、その部分が中小企業にも省力化とかということで非常に及んできました現段階では、だんだんリース形式の機械の入手というのがふえておるのが現状でございまして、お答えになつたかどうかわかりませんけれども、主として機械の物的性格、性能の性格ということを選ぶんではないかと私は思うわけでござります。

○大矢正君 私の手元に、大学のある教授が、リースの損益計算をやつた一つの仮定に基づく結論を出しているのですね。それによりますと、一応価格一千万円、法定耐用年数十年の工作機械を、リース期間五年ということで計算をしていった場合に、結果としてはどうなるかという数字が出ておりますが、これによりますと、リース料の合計が本体一千万元に対して千四百十万元、すなわち、四百十万元結局本体の価格よりも五カ年間でよけい払うということになるわけですね。

それで一方、それじゃこれを取得するために、割賦その他の手段によってやれば、最終的には自分分の資産になるわけありますが、片方は、これは使用をするだけでありますね。その場合には四百十七万八千円、結局負担になつて、したがつて、

七万八千円負けい払えば自分の機械になつてしまふ。リースの場合には七万八千円はなるほど安くなるけれども、自分のものではなくて、あくまでこれは借りるものである。五年間たてば結局返してやる。そのあと借りて借りられないことはないでしょけれどもね。そういう問題点があつて、実際にユーチャーがリースはもう絶対有利であると、いう判断を持つかどうか。もちろん、金の支払いに関連をして余裕資金その他の問題は、これはメソッドとしてありますよ。あります、五年後の結果論を言えばそういう結果になると、こう書いてあるわけですよ。私、これはいまの局長の答弁からいましても間違いない、そのとおりだと思います。さつきも言つたとおり、四割以上にかかるのですね、さつきも言つたとおり、四割以上になるとおっしゃっているわけですから。その辺もやはりこのリースそれ自身は確かに伸びていいけれども、また一般の中堅企業その他になじめるだけでも、まだ大きな目的が政策的にもあり、しかも、本法の目的でもあるわけですから、一そうひとつのそういう問題の検討もされて、十分この制度が利用されて当初の目的が達成されるように御努力願いたい。

一時間過ぎましたので、私はこれでやめさせていただきます。ですから、政務次官のひとつお答えをいただいて、きょうの私の質問を一応終わりたいと思います。

○政府委員(矢野豊君) 本法のねらいが、中小企業の設備の近代化に合わせて、機械工業の振興であるという、この方向に向かつて、先生の御趣旨を体し進んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤井恒男君 衆議院の会議録を見ますと、かなりこつこつと細部にわたる質問が行なわれておりますし、ただいまも大矢さんからなかなかこまかい質問も出しておりましたので、極力重複する部分をはずして、不明な点御質問いたしたいと思ひます。

最初に、私の手元にあります資料のことばですが、これは、リースというものについての実態を究明した資料の文章の書き出しのことばに、「「乳母車からセット機まで……何でも貸します」といって、年々倍増を超える日本のリース産業の発展にはめざましいものがある。」こう書かれておるわけです。これは局長も御答弁のとおり、たいへんな進歩を示おると思うのですが、一回、この歴史が非常に浅い。そうして、進歩のテンポが早いということからリースということばがはんらんしておるというふうに思えます。で、私、あまりこの面の知識ないんですが、それでも資料を読んでみますと、今度本法で取り上げられておりますような大きな目的が政策的にもあり、しかも、本法の目的でもあるわけですから、一そうひとつの法が日本リース業界の中でも取り上げられておるわけです。何とかこのあたりでリースの用語とあるものを統一する必要があるんじゃないのか。本法が初めてリースということばが定義づけられるわけですが、何とかこのあたりでリースの用語とある形態によるものリース業というふうに定義づけていくものかどうか、当局としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) ただいま先生御指摘のとおり、リースということばが非常にいろいろと使われておるわけであります。また、わが国の法令上、リースということばが出てまいりまして、それが定義されましたのはこれが初めてでござります。しかしながら、これはあくまで機械信用保険法、その運用の中における定義づけでござります。

○政府委員(山形栄治君) 私、先ほど振興か規制の性格につきましては、この基本的なものとしており、リースということばが非常にいろいろと使われておるわけであります。また、わが国の法律上、リースそれ自体の概念が混乱しておるという状況の中から考へるなら、規制ということともさることながら、秩序というものを、秩序づけるといふことを考えておおかしくないんじやないか、おそれな御意図があるかないか、先ほどの御答弁では、まあ役所として問題を取り扱おうとすれば、振興か規制か、振興といふものは、ほつておいてもリース業は発展していくんだから考へられない、だとすれば規制だというお話をいたしましたが、角度を変えて、これから発展していく、しかも、リースそれ自体の概念が混乱しておるという状況の中から考へるなら、規制ということともさることながら、秩序といふものを、秩序づけるといふことを考えておおかしくないんじやないか、おそれな御意図があるかないか、先ほどの御答弁では、このあたりいかがか、お聞きしたいと思います。

と、その間に中途解約をしないことというリースの性格につきましては、この基本的なものとしており、リースということばが非常にいろいろと使われておるわけであります。また、わが国の法律上、リースそれ自体の概念が混乱しておるという状況の中から考へるなら、規制ということともさることながら、秩序といふものを、秩序づけるといふことを考えておおかしくないんじやないか、おそれな御意図があるかないか、先ほどの御答弁では、まあ役所として問題を取り扱おうとすれば、振興か規制か、振興といふものは、ほつておいてもリース業は発展していくんだから考へられない、だとすれば規制だというお話をいたしましたが、角度を変えて、これから発展していく、しかも、リースそれ自体の概念が混乱しておるという状況の中から考へるなら、規制ということともさることながら、秩序といふものを、秩序づけるといふことを考えておおかしくないんじやないか、おそれな御意図があるかないか、先ほどの御答弁では、このあたりいかがか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 私、先ほど振興か規制の性格につきましては、この基本的なものとしており、リースということばが非常にいろいろと使われておるわけであります。また、わが国の法律上、リースそれ自体の概念が混乱しておるという状況の中から考へるなら、規制ということともさることながら、秩序といふものを、秩序づけるといふことを考えておおかしくないんじやないか、おそれな御意団があるかないか、先ほどの御答弁では、まあ役所として問題を取り扱おうとすれば、振興か規制か、振興といふものは、ほつておいてもリース業は発展していくんだから考へられない、だとすれば規制だというお話をいたしましたが、角度を変えて、これから発展していく、しかも、リースそれ自体の概念が混乱しておるという状況の中から考へるなら、規制ということともさることながら、秩序といふものを、秩序づけるといふことを考えておおかしくないんじやないか、おそれな御意団があるかないか、先ほどの御答弁では、このあたりいかがか、お聞きしたいと思います。

と思いまして、訂正させていただきます。

そういう意味で、確かにそういう秩序づけるという必要性はあるうかと思ひますけれども、われの立場は、ようやつといま機械信用保険業を取扱う段階でございます。先ほど申し上げましたように、非常にリース業の実能及びこれを取り巻きますほどの流通体制との關係、金融情勢、またリースと中小企業の間柄等々、いろんな実態を調べなきやいかぬ点もあるうかと思いますので、今後、必要に応じまして産業構造審議会の場におきましてこれを検討をしていきたいと考えておるわけでございます。

○藤井恒男君　ぜひその辺のところ産業構造審議会にかけて、早急に検討いただきたいというふうに思ひます。

次の質問ですが、先ほども一部触れておられましたけれども、四十五年の一部改正で、ローンの手続きの販売保険が追加されたわけですが、そのおきの提案理由に、ローンによる販売は急速に普及する傾向にあり、したがってローン販売保険の新設は中小企業者、機械工業界の双方にとってきわめて有意義な施策であるというふうに提案理由で述べております。しかし、その後現実には予想したほど伸びていません。これは先ほども指摘のとおりですが、最近の運用の実績、概略でけっこうですが、これをお示しいただきたいと申します。

あわせてお聞きしますが、かりに利用率が低い
といつても、このようない信用補完をするという方
法は、私、意味のあることだと思うし、どうせ
くるからには十分な効果をあげなければならぬ
わけです。そういった意味で、当局としては、こ
れを指導して十分効果あらしめる責任があるとい
うふうに思うわけですが、今度のリース保険につ
いても、当然、積極的にPRなさることと思は
れども、資料によりますと、現在中小商工業者の
方たちのリースの知名度、知名度それ自体は七
〇数%とかなり高いわけだけれども、どこから聞い
たかということになると、まあ口コミというよ

なことでした。まして、今までのこの制度それ

なことでございまして、今までのこの制度それが自体が商工会議所その他の機関を得てよろしくを得るんだというようなことが、衆議院で局長のほうからも答弁なさつておったけれども、そういうふたこと、はたして効を奏しておるのかどうか、もっと抜本的に中小企業者向けの独特的P.R.方法というものを考えてみる必要はないんだろうかというようなことを私思うのです。そういう意味で、この制度が十分活用されるような対策をお持ちのことだと思いますので、また多くの委員の方から、ほとんど全部の方がこのことに触れておられるので、同じような答弁ならけつこうですが、そうじゃなくて、新たなこういうことをいま考えておるというものがあれば示してもらいたいと申します。二つのこと。

○政府委員(山形栄治君) ローン保証明売に関係します保険につきましては、いま御指摘のとおり、これは四十五年から開始いたしたわけでございますけれども、まことに遺憾でございますが、実績是非常に少ないわけでございます。具体的に申上げますと、昭和四十五年度約三百万円付保でございます。これは最初の年でございますので非常に少なかつたんだと思いますが、四十六年度は五千万円、四十七年度六千万円でございます。これは全体の付保でございますと、そのわずか一兆を上るにすぎないわけでございまして、われわれ、いま先生の御指摘のとおり、P.R.等の不足を非常

に責任を感じておるわけでござりますけれども、一つにはローン販売といいますのが、機械販売の分野では、従来から非常にじみの薄い面があつたことはいなめないわけでござります。

特に、最近におきましては非常に金融が緩慢になつておりますので、販売業者に割賦金融力がへいてきたというのも一つの理由ではないかと思うわけですが、いざれにしましては、非常にP.R.が足りなかつた点も認めざるを得ません。今後、このリースを新しく対象にいたしますにあたりまして、われわれといたしましては中小企業団体、それから中小企業庁等を

通じての積極的なPR、それから通産局の職員の

通じての積極的なP.R.、それから通産局の職員の巡回的な、相当方々の地域に回りましてこれを指導する方法等も講じたいと思いますが、特に從来、われわれはどっちかというとちょっと手薄でございました各地方の都道府県との関係を、これを機会に密接にいたしまして、今度リースが追加になりますと三つの保険になりますので、その三つの保険のそれぞれの何というんでしようか、有利、メリット、デメリットといいますか、そういう三者の関係もよく詳細に説明し、中小企業者がそれを自由に一番いいのを選べるようなP.R.方法もとりたい、特に都道府県との関係を強化してまいりたいと、こう考えておるわけでござります。

○藤本恒男君 それじゃその次の質問ですが、先ほど、リース事業協会に加盟している企業が二十三社で質問をなさってますが、これは二十七四社でござります。

三社と質問をされたんですか。これで二十四社がですか——二十四社ですね。それじゃ、二十四社が加盟しておるようでござりますが、リース保険といふものがここに新設されると、この制度を利用される企業がどんどん多くなるというふうに思いますが、いまリース事業協会に加盟している二十四社の大企業と中小企業別のリース実績というのをお持ちでしたら、お示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(山形栄治君) リース事業協会は、いまお話しのように二十四社で結成されておりますけれども、この各社の全取り扱い高に占めます中

小企業の比率につきましては、危急ながら請給します。
ちょっとと私、把握しておらないわけでございます。
けれども、今回のこの機械保険法対象の十五業種
につきましてはある程度つかんでおります。
で、この十五業種に限定して申し上げますと、
大体において金額ベースで六一%程度が中小企業
向けでございます。これはいま先生もお話しのし
おり、この制度ができますればより一そうその比
率は高まると思いますが、おそらくこれは金額で
七割ぐらい、件数で八割ぐらいにこれが増加する
のではないかと、われわれいま見込んでおる次第
でございます。

○藤井恒男君 申すまでもないことですか 今度

○鶴井恒男君 申すまでもないことですか、今度のリース保険が、メリットが十分理解されるなら、中小企業がどんどんこれを利用していくことになるとと思うんです。しかし、保険あるなしにかかわらず、いまおっしゃったように、リース二胎四企業が加盟しておるわけですが、今までの段階で中小企業がリースというものを利用しなかつた理由がどこにあるのだろうかということを調べてみますと、不採用理由の一番大きな問題点は、高いということですね。

で、もちろん局長御存じだと思いますが、不採用の理由で、割り高であるというのが一六・七%、やや高いが六三・六%、非常に高いが二三・六%、したがって、高いがゆえにリースというものを不採用にしておるという中小企業側、ユーチャー側の考え方ですね、これが八七・二%。こういうことによると

算すると大体一四〇%強になる。これは割賦が二年ぐらいいが標準であるが、かりに五年と置きかえて計算するとニア・イコールでそんなに高くないというふことをおっしゃったわけですが、使う側から見れば、高いがゆえに採用できないという声が現にあるわけなんです。そういう意味で、通産省ではもう少しこの面掘り下げて適正な水準を設けて、それを積極的に指導する、そういうふうなことにおいて私は、資金調達力が、担保力がない中小企業の近代化を促すというメリットを果たさないかと思いますが、その辺のこと

○政府委員(山形栄治君) リースのメリットの一
つは、これはわりあいに長期に、五年ぐらいで同
じ得るんじゃないかと思うので、その点からい
うと、多少ダブルのかもわかりませんが、もう一度お
答えいただきたいと思います。
○政府委員(山形栄治君) リースのメリットの一
つは、これはわりあいに長期に、五年ぐらいで同
じ得るんじゃないかと思うので、その点からい
うと、多少ダブルのかもわかりませんが、もう一度お
答えいただきたいと思います。
年または二年でございます。したがいまして、
ユーズーのほうからいいますと、結局、リースの
ときはリース料金、割賦のときは割賦代金を払ふ
わけでござりますけれども、同じ金額のものが二
十ヵ月ぐらいで割られるか、五十ヵ月ぐらいで割
られるかということでございまして、私のほうの

いろいろ聞いておるところによりますと、リースの場合には日々の支払いの金額が非常に少なくて済むと、これが資金運用上非常に楽になれるんだということとも聞いておるわけでございます。

ただ、いま先生の御指摘等に、全体の水準として五年で四割というのは高いじゃないかという御質問でございますが、これは先ほどもちょっと触れましたように、正当なる金利、固定資産税、諸保険料、それから適正なるマージンということでございまして、その五年分でございますので、われわれはこれが著しく高いとは思っておりません。これはしかし、低いにこしたことではございませんので、今後、指導面でいろいろとやってまいりたい。特にわれわれいたしましては、個々のリース業者と契約を国として結ぶわけでございませんけれども、その場合に、基本的なリース料金をどのくらいにするかということが、非常に中小企業の保護の上で一番大事な点でございますので、個別にこれをチェックいたしまして、いささかでも中小企業に高額の負担がかからないよう、契約を取り結びますときに指導してまいりたいと考えております。

○藤井恒男君 まあ、局長のほうでは高くない、適正であるというお答えでございますが、そのことが今後、現実に受ける側のユーザーがメリットとしてそれを受け取り、利用していくいかないか、これは数字によって出てくるものだと思うので、まあいまのところ四〇%アウトになっているが、二〇%はいけるだらうということだけれど、来年まで一歩推移を見て、その推移を見る中で適正なものがあればまた見詰めていたいと考

べたというふうな意味の御答弁がいままであります。ただ、衆議院のほうの質疑の中でも、そうであれば、中小企業の設備の近代化ということをどういう基準で判定するのかというような質問があった。うな基準で判定するのかというような質問があつた。衆議院のほうの質疑の中でも、そうであれば、中小企業の設備の近代化ということをどういふうに私思つてます。これに対する局長も御答弁なさつておるんですが、この御答弁の内容は、どちらかといえば機種の選定ということに問題点を

置いて、中小企業が求めておる機種、そして、現に中小企業に最も出ている機種、したがつて、それが中小企業の近代化の判定基準になるんだといううがつておるんだという、まああどちらかといえば、私、あたりたりのことだと思うので、もっとこの中小企業の近代化というものをこの補完制度によつて積極的に進めようとするならば、指導的なものがなきやいかぬと思う。だから私は角度を変えて、中小企業の近代化というものをこの重点を置くとするなら、その選定にあたつてもっときめのこまかい、しかも、前向きなものがあつてしまふべきだと思うのだけれども、そういうものはお持ちじゃないのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(山形栄治君) この問題は非常に大きな問題で、われわれも検討したわけでございますけれども、この法律の目的が、いまお話をように行ないますとき、大企業に非常に使われている中小企業の近代化でございまして、機種の選定を正な水準を見出す方向へ努力してほしいという気持ちをつておりますので、その点はひとつお含みいただきたいと思います。

それからその次に、今回の目的が二つあるが、二つのうち、ことに中小企業の設備の近代化といふものに重点を置くんだと、それがもうおよそ全

ての本法の制度運用上、できる限り重視いたしました。そういう人間を育てるように、育ちいいなさつておるんですが、この御答弁の内容は、どういふうに法運用上からも気をつけてまいりたいと考えております。

○藤井恒男君 いまの局長の御答弁に、私、まだしかございませんんで、また別の機会にその点はお伺いしたいと私思います。

その次、これも先ほど御質問があつたんですけども、今度の機械類信用保険制度と同じように、その他国営の保険というものが現にあるわけです。それらと比較する場合に、今度の機械保険のほん補率が二分の一というものは、これはやっぱり常識的に見て低過ぎやしないかと、まあ、これは何よりもリース側に利益がある、ないということになります。

○政府委員(山形栄治君) この問題は非常に大きな問題で、われわれも検討したわけでございますけれども、この法律の目的が、いまお話をように行ないますとき、大企業に非常に使われている中小企業の近代化でございまして、機種の選定をできるということに本法の目的があることはもう当然なんで、そのためにも、やっぱりてん補率といふものは大きいのじやないだらうかという気がするんです。きわめてまあ根拠は、私、持ち合わせませんが、常識的に見て半分という危険負担がないのかどうか、その辺のところを重ねてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 御指摘のとおり、ほかの国営保険との比較におきましては、この機械類信用保険のてん補率は低いわけでございます。たとえば、輸出信用保険の中では当保険と非常に類似性のござります輸出代金保険の例を見ますと、このてん補率は最高で九割でございます。これはどうしてこう高いかといいますと、輸出代金が事故が起ります場合には、その損失金額がまず非常

に大きいということと、それから、大体において外地で問題が起りますので、機械の引き揚げ、搬送が深くて、かつ、中小企業取り扱い高い高いもので、本法の制度運用上、できる限り重視いたしました。衆議院のほうの質疑の中でも、そうであれば、中小企業の設備の近代化ということをどういふうに私思つてます。これに対する局長も御答弁なさつておるんですが、この御答弁の内容は、どういふうに法運用上からも気をつけてまいりたいと考えております。

○藤井恒男君 いまの局長の御答弁に、私、まだしかございませんんで、また別の機会にその点はお伺いしたいと私思います。

その次、これも先ほど御質問があつたんですけども、今度の機械類信用保険制度と同じように、その他国営の保険というものが現にあるわけです。それらと比較する場合に、今度の機械保険のほん補率は低いわけでござります。これに対応いたしますと、いまわれわれのほうの機械類信用保険は、期間約二十カ月といたしますと、〇・四三でございます。で、機械類信用保険のほん補率は低いわけでござります。これに對応いたしますと、いまわれわれは、機械類信用保険のほん補率は低いわけでござります。これに對応いたしますと、いまわれわれは、機械類信用保険のほん補率は低いわけでござります。

○藤井恒男君 保険料率を安くしてもらいたいと

それからその次に、まあリース期間というのは、通例として法定耐用年数よりも短いのが常識にならうかと思うのです。三年、五年としても、陳腐化が特に早いものはともかくとして、大体において耐用年数よりも短い。そうなりますと、リース期間が満了して、リース会社がその機械を引き取る、そういった場合に、その機械がごとごとくスクラップ化されてしまうとは限らない。まあ再リースということもありますし、いろいろな用途に使われていくと思うのですが、こういった場合、使用にもうたえない機械はともかくとして、中にはまだ使える機械というのも私はあろうかと思う。そういった場合に、中小企業の設備の近代化というようなことから見ましても、中古市場——中古機械を導入した中古市場というものを育成していくことが、活用するという意味において、零細企業にとっても私は必要ではないかというふうに思うのですが、機械のわが国における中古市場の現状というものはどうなつておるのか、教えていただきたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 中古市場につきましては、一番端的なのが、自動車の中古品といふのは、非常に市場が確立いたしておりま

す。これは、非常に市場が確立いたしておるも

会という社団法人で査定の価格も発表しております。これはブルドーザーとかショベルとか、

そういういわゆる建設機械につきまして、中古品の査定基準を業界の工業会を中心現在作業中でございまして、これをできましたら自動車の査定

規模でございますけれども、中古品の取引を定期的に行なう問屋筋の集まりがございます。しかしながら、公害関係の機器とか医療用の機器とか、電子機器だとか非常に陳腐化のテンポの早いようなものにつきましては、これはその機械の性格からいしまして、それが使われなくなつたときに

は、もう中古品というよりもむしろ価値のなく

なったものというか、スクラップ価格に転化するものが非常に多いわけでございます。そ

れから非常に専用的な色彩の強い大型機械、これはその会社において特殊仕様で設計いたしますの

で、これもそれが使われなくなりますと、ほかへ

の転用というのはほとんど考えられない。こうい

う何と言ふんでしょうか、技術の進歩の早いよ

うもの、それから特殊な設計に基づく専用的なも

の、それからもう一つは、工業用炉みたいに相当施設として備えつけられちゃって、コンクリート

台を打っちゃうようなものにつきまして、これは使われなくなりますればほとんどスクラップにな

ります。その三つのグループのものは、これはス

クラップにならざるを得ないと思いますが、先ほど申し上げましたように、建設機械とか汎用性の

ある工作機械等につきましては、今後中古市場がだんだんと育っていくのではないか。で、われわれ

といたしましては、中古品の中にも非常にいい

もので、もう一回安く中小企業が使えれば非常にいいものもあるうと思いますので、先ほど申し上

げましたように、査定基準の作成とか、業界内部における話し合いの促進とかいうことを通じまし

て、中古市場の育成にはわれわれはつとめてまいりたいと考えております。

○藤井恒男君 時間がきましたので、最後の質問

を申し上げますが、いま中古市場の全部とは言わ

りたいと考えております。

それからいま一つは、リースというもののこ

とば自体混乱しておるよう、非常に秩序を乱す向

きもあらわれてこようかと思うので、これは産構審あたりにもおかげになるという御答弁がありま

す。

○委員長(佐田一郎君) 次に、金属鉱物探鉱促進

事業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等

鉱害対策特別措置法案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしま

す。中曾根通産大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 金属鉱物探鉱促進事

業団法の一部を改正する法律案につきまして、そ

の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、イタタイタイ病を契機とした

しまして、カドミウム等の重金属による鉱害問題

がクローズアップされてまいりました。また、昨

年、宮崎県土呂久鉱山の砒素中毒問題の例に見ら

れますように、休廃止鉱山による鉱害問題も大き

な社会問題となつてきております。

これは鉱山の鉱害問題が、一般産業における公

害と異なり、事業活動が終結した後においても

ドミウム、砒素等の重金属を含んだ坑廃水が流出

し、また堆積物の崩壊、流出、浸透水等により鉱

害を発生し続けるという特殊性があるためであります。現在、全国には七千をこえる金属等の鉱山

合には、それはリース料から差し引くというよう

なことも考えられるわけです。その辺のところも

以上で終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) いま御指示がありま

したP.R.の件、それからリースという概念、秩序

の問題、それからアフターサービスの三点につき

ましては、御趣旨に従いまして、最善を尽くして

目的を達するよう努めたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 先ほど御質問になりました

のについてのP.R.が必要だというように思つた

お願いしますが、先ほど私触れましたが、せっか

く中小企業のためにいい制度が生まれようとして

いるわけで、要は、これからこのリースというも

の、まだ混亂しているわけですから、そ

うも、まだ混亂しているわけですから、そ

ういつた面における、一つには、三つの保険のP.R.

というものを從来のよくなやり方だけではなく、

新しい中小企業向けのP.R.の態様というものを一

べん研究していただいて、十分浸透をはかり、

せつからくい法律ができようとしているわけです

から、それを生かすように御努力いただきたいと

いうこと。

それからいま一つは、リースというののこと

ば自体混乱しておるよう、非常に秩序を乱す向

きもあらわれてこようかと思うので、これは産構

審あたりにもおかげになるという御答弁がありま

す。

それからいま一つは、リースといふののこと

ば自体混乱しておるよう、非常に秩序を乱す向

きもあらわれてこようかと思うので、これは産構

審あたりにもおかげになるという御答弁がありま

す。

かありますか。その大半が膨大な鉱害資源を有する山については、鉱山保安法に基づき強力に規制、監督を実施しているところであります。が、なお相当な鉱害源が残存するという事態を招いておりました。このような鉱害の状況に対処し、国民の健康と生活環境の保全をはかることは、緊急の課題であり、このためには鉱害源を処理するための鉱害を二防する必要があります。

一方鉱山による鉱害の特殊性と、現在の鉱業を
取り巻く経済情勢にかんがみるとき、以上の対策等
を円滑に推進するためには、規制的確な実施策に
加え、鉱業権者に対し長期低利の融資等を行な
い、鉱害防止工事の実施を進めやすくする体制を
整備することも、また不可欠であると考えます。
さらに、鉱害防止義務者が存在しない鉱山にかかる
鉱害防止工事については、その基礎調査と技術指
導等の一そとの充実をはかり、工事の的確を期す
とともに、その促進をはかる必要がありま
す。

政府といたしましては、昨年来、これらの施策を実現するための予算上、立法上の措置について鋭意検討を進めてきたところであります。また、従来の金属鉱物探鉱促進事業団を活用して、さきに申し述べました資金の貸し付けその他の蓄積鉱石の一掃をはかるための事業等を行なわせることとする等の成案を得るに至りましたので、ここに金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。

以下同改正法案の内容の要旨を御説明申し上げます。

卷之三

改正の第一は、目的の追加であります。法律の目的に金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸し付け、その他の業務を行ない、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全と金属鉱業等の健全な発展を図ることを目的とする。

改正の第三は、業務の追加であります。事業團は、従来、金属鉱物の探鉱、開発を中心として業務を發展するに寄与することとしておられます。

うの自主保安の体制により対処することとし、鉱業権者に課された鉱害防止義務の不履行があれば、鉱山保安法に規定する所要の措置を講じ、厳重な罰則等の制裁をもって臨み、鉱害の防止に万全を期することとしております。このため、特に昭和四十八年度は、地方鉱山保安監督局部における鉱害防止監督体制の強化をはかるため鉱害防止課の増設及び鉱務監督官の増員を行なうこととしております。一方、鉱害防止義務者が存在しないもの及び鉱害防止義務者が存在するが過去の操業により蓄積されたものについては、その防止について、

七〇%、中小企業八〇%、返済期間は、据え置き二年を含む十五年とし、昭和四十八年度においては、融資総額十一億円を予定しております。さらに、この融資と協調して、他の金融機関から鉱業権者が融資を受ける場合の債務保証も金属鉱業事業団に行なわせることとしております。

なお、これらの業務は、現在の金属鉱物探鉱促進事業団を改組拡充して金属鉱業事業団とし、これを行わせることとしておりますが、このため役員及び職員の増員をはかる等事業団の内部体制を整備し業務の円滑な推進をはかることとしており

それら鉱害の特殊性や鉱業を取り巻く経済情勢等にかんがみると、国による特別の措置が必要であると考えられます。

このような考え方のもとに、政府といたしましては、鉱害防止義務者が存在しない金属鉱山等における鉱害については、地方公共団体がその防止工事を実施する場合に補助金を交付する制度を昭和四十一年度から実施する方針を立てました。

以上申し述べましたように、金属鉱業等による鉱害の防止につきましては、金属鉱業事業団に必要な助成等の業務を行なわせることとし、その的確かつ円滑な実施をはかつていくこととしております。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

四十六年度から賃足させておりますが、昭和四十八年度はその補助金額を昭和四十七年度の二億三千万円に対し、約三倍の七億円を計上し、対策の

○委員長(佐田一郎君) 中曾根通産大臣。
○國務大臣(中曾根康弘君) 金属鉱業等鉱害対策
特別措置法案につきまして、その提案理由及び要

強化をはかることとしております。また本法案によりまして、金属鉱業事業団に、地方公共団体の行なう鉱害防止工事の事前調査及び指導を行なわせます。

旨を御説明申し上げます。

ることとし、この制度の— その充実をはかることととしております。

へましたように、金属鉱業等による鉱害は、その発生源が、おもに、鉱物の掘採の用に供される坑道及び不要となつた鉱滓等の堆積場という鉱山によってなつてゐる。

義務者が存在するものについては、鞍山保安法上の自主保安の体制のもとに鉱業権者がみずからこれを処理する義務がありますが、その量が膨大な

特有の施設であり、しかもこれらの施設は、鉱業の終了後も半永久的に存在し、カドミウム、砒素等の人の健康に直接被害を及ぼすおそれのある有毒物質を含む鉱石を貯蔵する場所となる。

ものになるためこれを説明的に處理しその効用を
源を一掃するためには、特別の助成措置が必要であると考えられます。しかしながら、既存の融資等の力で皆様によれば、過去の借入額の九割にこな

吉重金属を含んだ地下水または湧き水を扱うする等他の一般産業における公害と異なる特殊性を有しております。

等の助成措置では、過去の蓄積創害源の処理にかなりまない面があるため、特別の長期、低利の資金融資制度を創設し、その業務を金属鉱業事業團に委託せることになります。

このよきな状況にかんがみる
る鉱山問題を抜本的に解決するためには、従来に
引き続き規制、監督を拡充強化することに加えま
で、現在までに著實さしてある法曹原につきま

その内容は、融資については貸し付け金利は大企業五%・中小企業三・五%、融資比率は大企業

て、現在までに著者されてしる鉛筆画については、探査権者等においてこれを計画的かつ確実に処理し、その一掃をはかるとともに、今後使田

の発展に伴い新たな化学物質が年々生産されることを考えると、単にP.C.B.の問題としてのみではなく、化学物質全般について安全性を確認する必要があること、そしてその結果問題とされた化学物質について環境に放出されないよう、その製造、輸入、使用及び消費にわたりクローズドシステムを確立する必要のあることを強く認識させるものであります。

このような状況にかんがみ、昨年の国会においても、早急にその対策を講ずるべきである旨の決議がなされたところであり、政府といいましては、昨年七月から、通商産業省に設置されております軽工業生産技術審議会に「化学物質の安全確保対策のあり方」について審議をお願いし、慎重な検討をいたしましたところです。その結果、昨年十二月に、施策の内容につき同審議会の答申を得ましたので、ここにその趣旨に沿つて化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案を提出することといたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、新規化学物質に関する審査及び規制であります。

これは、新規の化学物質を製造し、または輸入しようとする場合において、それについての事前審査制を採用し、その化学物質がP.C.B.に見られるように自然環境において分解しにくく、生物の体内に蓄積されやすいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康をそこなうおそれがあるものであるかどうかを判定することとし、安全であるという判定結果が出るまでの間は、製造または輸入を認めないこととしております。

第二は特定化学物質の規制であります。ただいま申し上げました難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある化学物質は、これを政令で特定化学物質として指定し、その製造、使用等において環境汚染をもたらさないよう所要の規制を行なうこととしておりま

す。すなわち、特定化学物質の製造及び輸入については許可制とし、その使用についても、環境汚染を生ずるおそれがない一定の用途以外の使用は認めないこととともに、製造業者及び使用者の技術上の基準を順守させることとしております。ほか、既存化学物質が特定化学物質に指定された際すでに出回っている当該化学物質及びそれを使った製品についてその回収をはかること等、環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしております。

なお、既存化学物質のうち、特定化学物質の指定に至らない間ににおいても、その製造、輸入または使用の制限に関し必要な勧告をすることができることがあります。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、P.C.B.類似の性状を有する化学物質による環境の汚染を未然に防止するためには必要なものであります。

第一は、既存の公害関係法規等と相まって、化学物質の安全性を確保する上できわめて重要な役割りを果たすものであると考えております。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申しあげます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。齋藤化学工業局長。

○政府委員(齊藤太一君) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案につきましては、ただいま大臣が申し述べましたとおりでござりますが、以下、その内容につきまして若干補足をさせていただきます。

第一に、新規化学物質に関する事前審査についてであります。

このような事前審査制度を世界に先駆けまして採用することとしました背景には、P.C.B.の例に見られますように、問題の発生後、諸般の措置を講ずるといったとしても、後手後手となることは

いなめないのであります。化学物質による環境汚染を未然に防止することができないという深い反省があつたからでございます。なお、この審査においては、私ども通商産業省ばかりではなく、国民の健康問題について責任のあります厚生省も、ともにその審査に当たることとしており、また、環境庁とも緊密な連絡をとることとしております。

また、新規化学物質の届け出がありましたときは、安全であるか、ないか、あるいは試験を必要とするかを三ヶ月以内に判定するものとしており、また、試験を必要とするものについては、試験の結果に基づき、安全であるか、ないかを判定することとしております。なお、これらの判定の際には、化学品審議会の場を活用して権威ある学識経験者の方々の御意見を聞いてまいることとしております。

次に、特定化学物質の規制についてであります。特定化学物質の製造及び輸入は許可制といましたが、これは、特定化学物質のようないわゆる元せんを縫めることとし、同時に、製造については、製造設備についての技術上の基準を順守させることにより、製造設備からこうした化学物質が環境に漏洩しないよう

特定期間の内に漏洩しないよう

ました。しかし、これは、特定化学物質のようないわゆる元せんを縫めることとし、同時に、製造については、製造設備についての技術上の基準を順守させることにより、製造

設備からこうした化学物質が環境に漏洩しないよう

いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案(予備審査のための付託は三月二十八日)

た場合の回収等の措置命令及び既存化学物質のうち特定化学物質の疑いの濃いものに関する勧告につきましては、環境庁長官の措置要請権も明文化し、環境汚染の進行の防止に万全を期することができます。よろしく御配慮いたしました。

最後に、既存化学物質については、法文上の規定はございませんが、これについても可及的のみであります。しかし、安全性の点検を行なうこととしておりま

す。

以上、簡単ではございますが、この法律案の補足説明を申し上げました。よろしく御審議賜わりたくお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 以上で説明の聽取は終りました。

本法案に対する質疑は後日に譲ります。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第三章 特定化学物質に関する規制(第六条)
第二章 新規化学物質に関する審査及び規制(第三条・第五条)	第四章 雜則(第二十三条・第三十三条)
第五章 罰則(第三十四条・第三十九条)	附則
第一章 総則	第二章 新規化学物質に関する審査及び規制(第二十二条)

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む)が前項イ及びロに該当するものであること。	二 第二条第一項各号の一に該当するもの
二 第二条第一項各号の一に該当するかどうか不明かでないもの	三 第二条第二項各号の一に該当するかどうか不明かでないもの
厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、すみやかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。	厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、すみやかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。
(製造等の届出)	(製造等の届出)

二 第一条第一項各号のいづれにも該当しないもの	結果をその届出をした者に通知しなければならない。
一 第二条第一項各号の一に該当するもの	一 第二条第一項各号の一に該当するもの
二 第二条第二項各号の一に該当するかどうか不明かでないもの	二 第二条第二項各号の一に該当するかどうか不明かでないもの
厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、すみやかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。	厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、すみやかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。
二 覚せい剤取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第三項に規定する特定毒物及び同条第五項に規定する覚せい剤原料	二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二条)第二条第一項に規定する覚せい剤

一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第三項に規定する特定毒物及び同条第五項に規定する覚せい剤原料	一 毒物及び劇物取締法(昭和二十六年法律第二百五十二条)第二条第一項に規定する覚せい剤
二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二条)第二条第一項に規定する覚せい剤	二 覚せい剤取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬
三 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬	三 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬
四 厚生大臣及び通商産業大臣が第一項又は第二項の判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。	四 厚生大臣及び通商産業大臣が第一項又は第二項の判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。
五 環境庁長官は、必要があると認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣が第一項又は第二項の判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。	五 環境庁長官は、必要があると認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣が第一項又は第二項の判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

第六条 特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、特定化学物質及び事業所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。	二 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事業所の所在地	二 事業所の所在地
三 特定化学物質の名称	三 特定化学物質の名称
四 製造設備の構造及び能力	四 製造設備の構造及び能力
五 第八条 次の各号の一に該当する者には、第六条第一項の許可を与えない。	五 第八条 次の各号の一に該当する者には、第六条第一項の許可を与えない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執り行を終り、又は執行を受けることがなくなりた日から一年を経過しない者	一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執り行を終り、又は執行を受けることがなくなりた日から一年を経過しない者
二 第二十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者	二 第二十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
三 禁治産者	三 禁治産者
四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前三号の一に該当する者があるもの	四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前三号の一に該当する者があるもの
五 第九条 通商産業大臣は、第六条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	五 第九条 通商産業大臣は、第六条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一 その許可をすることによつて当該特定化学物質の製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。	一 その許可をすることによつて当該特定化学物質の製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。
二 製造設備が厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。	二 製造設備が厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。	三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。
四 変更の許可等	四 変更の許可等

可製造業者」という。)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可製造業者は、第六条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

(輸入の許可)

第十一條 特定化学物質を輸入しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定化学物質の名称

三 輸入数量

(許可の基準等)

第十二條 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る特定化學物質の輸入が当該特定化學物質の製造の状況等からみてその需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、前条第一項の許可をしてはならない。

2 第八条の規定は、前条第一項の許可に準用する。(製品の輸入の制限)

第十三条 何人も、政令で定める製品で特定化學物質が使用されているものを輸入してはならない。

2 前項の政令は、特定化學物質ごとに、海外における当該特定化學物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。(使用の制限)

第十四条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして特定化學物質ごとに政令で定める用途以外の用途に特定化學物質を使用してはならない。

い。ただし、試験研究のため特定化學物質を使用するときは、この限りでない。

2 当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に關するものではないことその他当該用途に当該特定化學物質が使用されることにより当該特定化學物質による環境の汚染が生じるおそれがないこと。

(使用の届出)

第十五条 特定化學物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため特定化學物質を業として使用しようとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地

三 特定化學物質の名称及びその用途

2 前項の届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、同項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十六条 許可製造業者は、第十一条第一項の許可を受けた者(以下「許可輸入者」という。)又は届出使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を、

許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

2 許可製造業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

(基準適合義務)

第十七条 許可製造業者は、その製造設備を第九条第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 届出使用者は、特定化學物質を使用する場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(改善命令)

第十八条 通商産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第九条第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、届出使用者が前条第一項の主務省令で定める技術上の基準に従つて特定化學物質を使用していないと認めるときは、当該届出使用者に対し、特定化學物質の使用の方法の改善に關する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿)

第十九条 許可製造業者は、帳簿を備え、特定化學物質の製造について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(特定化學物質の指定に伴う措置命令)

第二十条 許可製造業者は、一の化学物質が特定化學物質として指定された場合において、当該化學物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該化學物質又は当該化學物質が使用されている製品の製造又は輸入の事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入に係る当該化學物質又は当該製品の回収を図ることその他当該化學物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

(廃止の届出)

第二十一条 許可製造業者又は届出使用者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を、許可製造業者にあつては通商産業大臣に、届出

使用者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

2 許可製造業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第二十二条 通商産業大臣は、許可製造業者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができるものとする。

一 第八条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

2 第十条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないで変更したとき。

3 第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

4 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

5 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

6 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

7 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

8 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

9 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

10 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

11 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

12 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

13 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

14 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

15 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

16 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

17 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

18 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

19 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

20 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

21 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

22 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

23 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

24 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

25 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

26 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

27 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

28 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

29 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

30 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

31 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

32 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

33 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

34 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

35 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

36 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

37 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

38 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

39 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

40 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

41 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

42 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

43 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

44 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

45 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

46 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

47 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

48 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

49 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

50 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

51 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

52 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

53 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

54 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

55 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

56 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

57 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

58 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

59 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

60 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

61 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

62 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

63 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

64 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

65 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

66 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

67 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

68 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

69 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

70 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

71 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

72 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

73 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

74 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

75 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

76 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

77 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

78 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

79 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

80 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

81 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

82 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

83 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

84 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

85 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

86 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

87 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

88 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

89 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

90 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

91 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

92 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

93 第二十四条第一項の条件に違反したとき。

(勧告)

第四章 雜則

第二十三条 主務大臣は、特定化學物質以外の化學物質について第二条第二項各号の一に該當す

ると疑うに足りる理由があると認めるときは、

当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入又は使用の制限に關し必要な勧告をすることができる。

(許可の条件)

第二十四条 許可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。
前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(報告の微収)

第二十五条 通商産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用者に対し、その業務に関し報告をさせることができることとする。

(立入検査等)

第二十六条 通商産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第二十二条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化學物質を収去させることができる。

前二項の規定により職員が立ち入るべきときは、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(主務大臣等)
第三十二条 この法律における主務大臣は、次とおりとする。

一 第十五条、第十六条第二項若しくは第二十条第一項の規定による届出又は第十八条第二項の規定による命令、第二十五条第一項の規定による報告の微収若しくは第二十六条第一項の規定による検査、質問若しくは収去に関する措置をとるべきことを要請することができる。

(手数料)

第二十七条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第二十二条又は第二十三条の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

第二十八条 第六条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(聴聞)
第二十九条 通商産業大臣は、第二十一条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間をおいて予告したうえ、公開による聴聞を行なわなければならぬ。

2

前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

第三十条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定(却下の決定を除く)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

（他の法令との関係）

第三十三条 次の各号に掲げる物である化学物質については第二条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第十一条第一項、第十四条、第十五条第一項、第二十二条及び第二十三条の規定を、特定化物質が使用されている次の各号に掲げる物

については第十三条第一項及び第二十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化物質の使用については第十四条、第十五条第一項及び第二十三条の規定を適用せず、当該各

号に掲げる法律の定めるところによる。

一 食品衛生法(昭和二十一年法律第一百三十号)第二条第一項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定す

る容器包装、同法第二十九条第一項に規定するおもちゃ及び同条第二項に規定する洗浄剤

二 農薬取締法(昭和十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規定する農薬

三 肥料取締法(昭和二十五年法律第一百二十七号)第二条第二項に規定する普通肥料

四 薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

第五章 剽則
第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の許可を受けないで特定化物質の製造の事業を営んだ者

二 第七条、第十三条第一項又は第十四条の規

定に違反した者

三 第十一条第一項の許可を受けないで特定化

物質を輸入した者

四 第二十二条第一項の規定による事業の停止

の命令に違反した者

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、

臣の意見をきくものとする。

又はこれを併科する。

一 第三条第一項の届出をしないで新規化学物質を製造し、又は輸入した者

二 第五条の規定に違反した者
第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第一項の許可を受けないで製造設備の構造又は能力を変更した者
二 第十五条第一項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第十八条又は第二十二条の規定による命令に違反した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第二十六条第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第十条第一項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(既存化学物質名簿)
第二条 通商産業大臣は、この法律の公布の際現

に業として製造され、又は輸入されている化学物質(試験研究のために製造され、又は輸入されているもの及び試薬として製造され、又は輸入されているものを除く。)の名称を記載した表

(以下「既存化学物質名簿」という。)を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

二 何人も、前項の規定により公示された既存化

学物質名簿に關し、訂正する必要があると認め

るときは、通商産業大臣に申し出ることができる。

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合に

おいて、その申出に理由があると認めるとき

は、その申出に係る化学物質の名称を既存化

物質名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から

消除するとともに、その旨をその申出をした者

に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は

消滅を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の施行の日の一月前までに公示しなければならない。

四月六日本委員会に左の案件を付託された。

九二(号)

一、セメント需給の円滑化に関する請願(第二

四月六日本委員会に左の案件を付託された。

九二(号)

第一一九二号 昭和四八年三月二十九日受理

セメント需給の円滑化に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 山崎福馬

(紹介議員 堀本 実実君)

第三条 この法律の施行の際現に、前条第四項の規定により公示された既存化学物質名簿に記載

されるいる化学物質以外の化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいる者については、その者

を第三条第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から一月以内」とする。(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次の一号を加える。

十五 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四八年法律第五百五十一号)の

施行に関する事務で厚生省の所掌に属するものを処理すること。

一、中小売商業振興法案

(通省産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四八年法律第五百五十一号)の

施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

第二十五条第一項の表題工業生産技術審議会

化学品審議会 新規の化学品の安全性

の確保に関する事項その他化学品に関する重要な

事項を調査審議すること。

四月六日本委員会に左の案件を付託された。

九二(号)

一、セメント需給の円滑化に関する請願(第二

四月六日本委員会に左の案件を付託された。

九二(号)

第一一九二号 昭和四八年三月二十九日受理

セメント需給の円滑化に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛

媛県議会議長 山崎福馬

(紹介議員 堀本 実実君)

社会資本を整備し生活基盤を充実するため、公共事業の促進をはかることは目下の急務であるが、量近におけるセメントの極度の不足により、公共事業はもとより民間における事業の円滑な執行が

阻害されているので、すみやかにセメント需給の円滑化の措置を講ずるよう強く要望する。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

一、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正す

一、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

第三条中「第十一条第一項」を「第十五条の二」に改める。

第四条の見出しを「工場立地に関する準則等の公表」に改め、同条中「製造業等を所管する大臣は」の下に「、関係行政機関の長に協議し、かつ」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設（物の製造施設、加工修理施設その他の省令で定める施設をいう。以下同じ）、緑地（植物その他）の省令で定める施設をいう。以下同じ。及び環境施設（緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして省令で定めるものをいう。以下同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもたらすおそれがある施設で省令で定めるものの配

三 前二号に掲げる事項の特例に関する事項

で、工業団地（製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。）に工場又は事業場を設置する場合に工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

第六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定めるところにより、次の事項を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で通商産業大臣が工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

第六条第一項第二号中「、その内容」を「加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「設置のための工事の開始の日」を「新設のための工事の開始の予定日」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる省令で定める物質（以下「汚染物質」という。）の最大排出予定量及びその予定量をこえないこととするための措置

第六条に次の二項を加える。

第一項及び第二項の規定による届出に

ついて、同条第三項の規定は前項の規定による届出をした場合について、それぞれ準用する。

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第三項の規定は前項の規定による届出をした場合について、それぞれ準用する。

（変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更（前条第一項の省令で定める軽微なものをおこなうことを除く。）をしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨（当該変更が、指定地区的指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がさ

れている特定工場についての同項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行なわれるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合には、その旨及び同号の事項を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事

業を所管する大臣に届け出なければならない。

第七条 及び第八条を次のように改める。

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定している者（当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行なわれるものをしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

第九条第一項中「第六条第一項」の下に「第七条第一項又は前条第一項」を、「に係る事項」の下に「（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合は、当該増加に係る部

分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項」を加え、「工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて」を削り、同項第一号中「設置によつてその周辺一帯を「新設又は第七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出に係る変更（以下「新設等」という。）によつてその周辺の地域」に改め、同項第二号中「設置

2 第六条第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第三項の規定による届出に係る事項が同項第六号の事項に属しない場合について、それぞれ準用する。

3 第七条第一項中「前項」を「前二項」に改め、「第六条第一項」の下に「第七条第一項又は前条第一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に

ついて、同条第三項の規定は前項の規定による届出をした者に對し、同項第五号又は第六号の事項に該当するときは、通商産業大臣に協議して、

その届出をした者に對し、同項第五号又は第六号の事項に關し必要な事項について勧告をする

一 経営の近代化の目標に関する事項	二 経営管理の合理化に関する事項	三 施設及び設備の近代化に関する事項	四 事業の共同化に関する事項
五 その他中小売商業の振興のため必要な事項	六 通商産業大臣は、振興指針を定めようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見を聞きなければならない。	七 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。	八 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
九 (高密度化事業計画の認定等)	十 事業協同組合、事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法規(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会第六条第一号において「事業協同組合等」という。)は、主として中小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。	十一 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。	十二 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
十三 (資金の確保)	十四 (資金の確保)	十五 (資金の確保)	十六 (資金の確保)
第十九条 国は、中小売商業者の経営の近代化の置の事業	第二十一条 連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、当該連鎖化事業に加盟する者に対する特別の配慮をしなければならない。(地方公共団体の施策)	第二十二条 地方公共団体は、国の方策に準じて施策を講ずるように努めるものとする。(特定連鎖化事業の運営の適正化)	第二十三条 第二十二条の規定による施策を講ずるにあたっては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。
第二十条 通商産業省は、前項の規定による認定を受けた高度化事業計画(以下「認定計画」という。)に基づく高度化事業の実施その他小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。	第二十四条 次に掲げる者は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該認定計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。	第二十五条 第二十三条の規定による認定を受けた事業協同組合等又はその組合員若しくは所属員(中小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二条各号の一に該当するもの)をいう。)を行なう者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。	第二十六条 第二十三条の規定による認定を受けた事業協同組合、事業協同組合若しくは協業組合又は同項の規定による認定に係る同項第三号に規定する会社
第二十一条 通商産業省は、前項の規定による認定を受けた者(調査)	第二十七条 国は、中小売商業者が地域的条件を考慮してその経営の近代化を行なうことができるようにするため、地域における小売商業の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行ない、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするように努めるものとする。(研修事業の実施等)	第二十八条 第二項の規定による認定を受けた者は、同項第一号又は第二号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る組合を所管する大臣に協議しなければならない。	第二十九条 第二項の規定による認定を受けた者は、同項第一号又は第二号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る組合を所管する大臣に協議しなければならない。
第二十二条 通商産業省は、前項の規定による認定を受けた者は、同項第一号又は第二号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る組合を所管する大臣に協議しなければならない。	第三十条 国は、中小売商業の從事者の資質の向上を図るために、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。	第三十一条 主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者(報告の徴収)	第三十二条 地方公共団体は、国の方策に準じて施策を講ずるにあたっては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。
第二十三条 通商産業省は、前項の規定による認定を受けた者は、同項第一号又は第二号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る組合を所管する大臣に協議しなければならない。	第三十三条 通商産業大臣は、第六条第一号又は第二号に定める事項を記載しなければならない。	第三十四条 地方公共団体は、国の方策に準じて施策を講ずるにあたっては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。	第三十五条 第二十三条の規定による施策を講ずるにあたっては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。

二号に掲げる者に対し、認定計画に基づく高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第六条第三号に掲げる者に対し、認定計画に基づく高度化事業の実施状況について、特定連鎖化事業を行なう者に対し前条の規定の施行に必要な限度においてその業務について報告を求めることができる。
(主務大臣)

第十四条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び連鎖化事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣とする。

第十五条 この法律の規定により通商産業大臣、主務大臣及び第四条第五項に規定する所管大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。
(罰則)

第十六条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方税法の一部改正)
- 2 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「土地」の下に「及び租税特別措置法第十二条第一項の表の第九号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第十四号に掲げる法人が中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第二百一十六号)第四項に規定する高度化事業計画に基づく高

度化事業の用に供する土地で政令で定めるもの」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項に次の一号を加える。

十一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第二百六十四号)第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に従つて高度化事業を実施する者及び同条第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る同項に規定する連鎖化事業に加盟する者(前各号に掲げるものを除く)。

(中小企業庁設置法の一部改正)

4 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の四中「商店街振興組合法(昭和三十七年法律第二百四十一号)」の下に「及び中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第二百六十四号)」を加える。

昭和四十八年四月二十五日印刷

昭和四十八年四月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A